

# お知らせ

## ご覧(縦覧)いただけます 都市計画面案

【町田都市計画特別緑地保全地区の変更(広袴神明特別緑地保全地区)、町田都市計画緑地の変更(薬師池北緑地)】

都市計画法第17条に基づく縦覧で、期間中、住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができます。

👤住民及び利害関係人

📅縦覧期間 9月15日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)

📍場 都市政策課(市庁舎8階)

📄意見書の提出 窓口縦覧後、9月15日まで(必着)に直接または、郵送で都市政策課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

📞問 都市政策課 ☎724・4247

## 2018年度から市立小学校で使用する

### 「特別の教科 道徳」の教科書が採択されました

町田市教育委員会は、8月21日に開催された第2回臨時教育委員会において、2018年度から市立小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書を次のとおり採択決定しました。

今回採択された教科書は、2018年度からの使用となります。

📖種目 道徳

📖教科書名 新しい道徳(発行者名=東京書籍)

📞指導課 ☎724・2154

## 登録講習会のご案内 町田市木造住宅耐震診断士

📌次のすべての要件を満たす方 ①1級建築士、2級建築士、木造建築士の資格を有する②市内及び隣接する市にある建築設計・監理を専業とする建築士事務所に所属している(所属する建築士事務所の同意を得ていること)③「(2012年改訂版)木造住宅の耐震診断と補強方法／(一財)日本建築防災協会発行」に基づく精密診断の実績(精密診断報告書の事前審査有り)がある

※登録には、当講習会の受講が必要です。

📅10月3日(火)午後1時30分～4時30分

📍市庁舎

📌市の耐震化促進制度、木造住宅耐震検査士との面談

🗣️講(特)顧問建築家機構等

※テキスト「(2012年改訂版)木造住宅の耐震診断と補強方法／(一財)日本建築防災協会発行」は各自で用意して下さい。

👤定 30人(申し込み順)

📄申「2017年度町田市木造住宅耐震診断士登録申込書」(住宅課[市庁舎8階]で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)に記入し、本人の正面上半身写真2枚と必要書類を添付し、9月19日まで(必着)に直接または郵送で住宅課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※登録済みの診断士の方も受講して下さい。更新申込書(町田市ホームペ

ージでダウンロード)も添付して下さい。

※登録証の交付は11月です。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

📞問 住宅課 ☎724・4269

## 戦没者等のご遺族の皆さんへ～請求を受け付け中です

### 第十回特別弔慰金

「戦没者等の遺族に対する第十回特別弔慰金」の請求期間は、2018年4月2日までです。請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

※詳細は、福祉総務課へお問い合わせ下さい。

📞問 福祉総務課 ☎724・2781

## 消費生活センター

### 特別相談

都と共催で、来所相談・電話相談を実施します。来所相談を希望する方は、直接会場へおいで下さい。

📞【多重債務110番】

📅9月4日(月)、5日(火)、いずれも午前9時～正午、午後1時～4時

📌【高齢者被害特別相談】

📅9月11日(月)～13日(水)、いずれも午前9時～正午、午後1時～4時

◇

📍市内在住、在勤、在学の方  
📍消費生活センター

📞相談専用番号 ☎722・0001

📞問 同センター ☎725・8805

## 高齢者・障がい者のための

### 成年後見相談会

成年後見制度、相続・遺言、悪質商法被害、多重債務問題等について司法書士が対応します。

📅10月7日(土)午前10時～午後4時(1人1時間まで)

📍場 町田市民フォーラム

👤定 18人(申し込み順)

📄申 氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで、(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461 ☎725・1284)へ。

📞問 福祉総務課 ☎724・2537

## 第7期町田市介護保険事業計画(素案)

### 市民説明会を行います

📞問 いきいき総務課 ☎724・2916

市では、2018年度から2020年度までの3年間を新たな期間とする、第7期町田市介護保険事業計画を策定します。

策定にあたり、10月2日～31日にパブリックコメントを実施するとともに、市民の方向けの説明会を開催し、同計画の考え方や介護保険制度のサービス、保険料等に

ついてお話しします。

📅10月7日(土)午前10時30分～正午

📍場 市庁舎3階会議室3-1

👤定 50人(申し込み順)

📄申 9月8日正午～10月4日にイベントダイヤル(☎724・5656 📄170908B)へ。

## 2017年4月～6月の航空機騒音測定結果

市HP 航空機騒音測定結果 🔍検索

📞問 環境保全課 ☎724・2711

測定場所	測定月	騒音発生回数(回)				合計	月間最高音(dB)
		70～79 dB	80～89 dB	90～99 dB	100dB以上		
本町田東小学校	4月	295	99	36	5	435	102.7
	5月	253	78	14	6	351	106.4
	6月	127	5	1	0	133	95.2
小山小学校	4月	325	46	1	1	373	100.9
	5月	311	41	2	0	354	97.9
	6月	348	17	0	0	365	88.6
町田第五小学校	4月	313	100	39	4	456	105.0
	5月	279	70	20	2	371	103.1
	6月	185	19	1	0	205	97.9
忠生第三小学校	4月	180	142	19	0	341	98.4
	5月	188	120	19	0	327	96.7
	6月	65	6	0	0	71	88.4
南中学校	4月	246	163	5	0	414	93.9
	5月	211	120	2	0	333	94.2
	6月	45	2	0	0	47	86.6

※発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。音の目安は、70dB…新幹線の車内、80dB…航空機の機内、90dB…騒々しい工場内、大声による独唱、100dB…電車通過時のガード下の最大値

## 2017年4月～6月の航空機騒音苦情受付件数

市HP 航空機騒音苦情件数 🔍検索

📞問 企画政策課 ☎724・2103

市では、具体的な被害状況を把握するため、苦情をお受けする際にお住まいの町名、騒音の発生時間をお聞きしています。4月～6月に頂いた苦情の件数は右下表のとおりです。

5月2日～13日に米軍機の着陸訓練が実施され、米空母ロナルドレーガンは、5月16日に横須賀港から出港しました。また、5月20日～22日深夜に、厚木基地の空母艦載機によると思われる騒音が発生しました。これらの影響により、町田市上空でも米軍機の飛行が多発したことが

ら、4月～5月は特に多くの苦情が市に寄せられました。

市では、騒音解消に向けて国・米軍に対し要請活動を行っており、今後も、粘り強く要請を行ってまいります。なお、皆さんから頂いた苦情は、国や米軍へ伝えるほか、要請の際の資料として活用しています。苦情は企画政策課・環境保全課で電話受付しているほか、Eメール(📧mcity470@city.machida.tokyo.jp)でも受け付けています。

月	件数
4月	178件
5月	177件
6月	52件

## 国民年金保険料の追納ができます

📞問 保険年金課国民年金係 ☎724・2127、八王子年金事務所 ☎042・626・3511

国民年金保険料の全額免除・一部免除(一部納付済)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた場合と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

免除等の承認を受けた期間は、10年以内(65歳未満で老齢基礎年金の受給を開始する前)であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増やすことができます。ただし、免除された年度の翌々年度を越えて保険料を追納する場合は、当時の保険料額に加算金がつきます。

保険料の追納を希望する場合は、年金手帳をお持ちのうえ、保険年金課国民年金係(市庁舎1階)で手続きしていただくか、八王子年金事務所へお問い合わせ下さい。いずれの場合も後日、八王子年金

事務所から納付書が届きますので、銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアで納めて下さい。

### 【今も将来も老後も、国民年金は生涯の備えです】

国民年金制度は、老齢になったとき、病気やけがで重度の障がいが残ったとき、家庭の生計を支える方が死亡したときの生活の維持に備えるための制度です。保険料未納期間があると、各種年金の受給資格を満たさなくなる場合があります。年金受給請求の際は、保険年金課国民年金係へご相談下さい。

なお、厚生年金や共済年金の加入期間のある方や国民年金第3号被保険者期間のある方は、八王子年金事務所へご相談下さい。

## 国民年金の給付の種類と年金受給額

種類	年金受給額(年額)
老齢基礎年金	77万9300円(満額)
障害基礎年金	97万4125円(1級) 77万9300円(2級)
遺族基礎年金	100万3600円 (子が1人いる配偶者の場合)
寡婦年金	国民年金保険料を納めた期間に応じた金額
死亡一時金	
外国人のための脱退一時金	